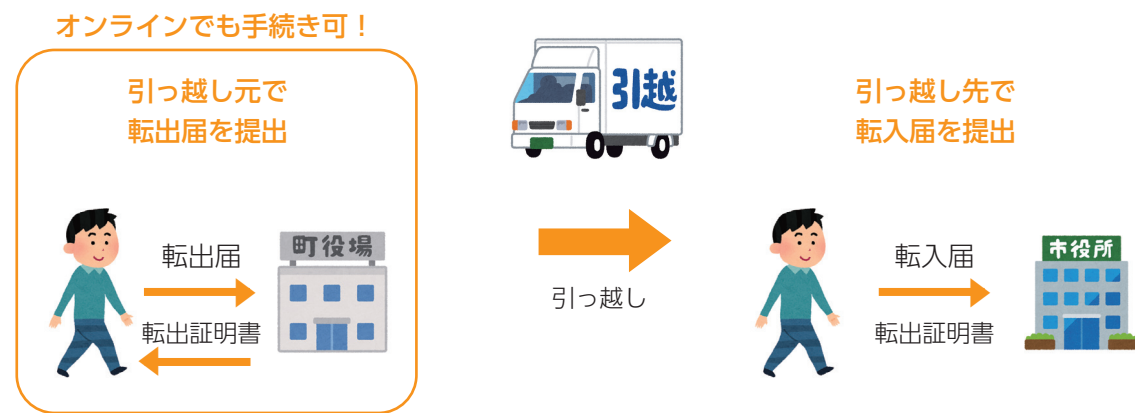
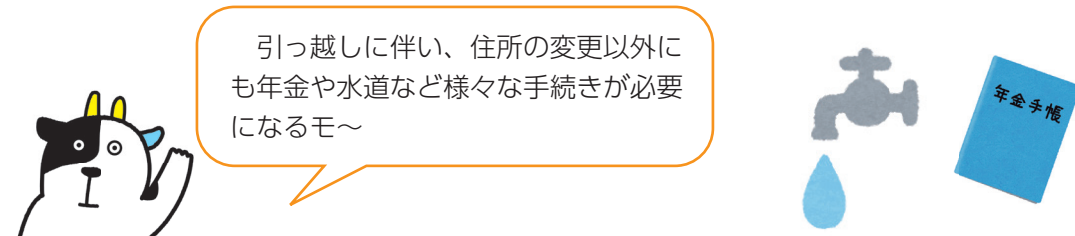




これらの手続きもお忘れなく！



年金生活者支援給付金
について

年金生活者支援給付金は、年金を含めた収入が一定基準以下の方に対して、年金とは別ですが、同日に振り込まれる。

保険料の免除制度について

年金保険料を納めず未納状態にしておくと、将来の老齢年金や、万が一の際に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。

国民年金加入の手続きを

国民年金の加入は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての方に法律で義務付けられています。会社を退職された方や扶養から抜けた方は必ず手続きを行ってください。

なお、税務町民課で手続きを行う際は、社会保険の資格喪失証明書や離職票など退職日等が分かる書類をお持ちください。

井戸水使用世帯
人数変更について

井戸水を使い、下水道に接続している世帯で、人数に変更があった場合は、上下水道課の窓口、または電話で手続きをお願いします。

井戸水使用世帯
人数変更について

※井戸水使用分は世帯計算となります。使用人数によって算定金額が変わりますのでご注意ください。

水道の開始・停止・名義変更について

異動の多いこの時期は混雑しますので、引っ越しの一週間前（土日祝日を除く）までに上下水道課の窓口、または電話・FAXでお申し込みください。

対象となるのは、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給されていて、所得や世帯状況等の要件を満たしている方になります。お早めに請求手続きをお願いします。

春は引っ越しの季節です 住所変更の各種手続きはお早めに！

春は入学・就職や転勤などによる引っ越しが多くなる季節です。今月は、住所を変更したときの手続きについてご案内します。

住所が変わったら届出を提出できます

マイナポータルを通じて、オンラインで24時間いつでも転出届の提出ができます。このサービスを利用する方は、転出にあたって原則役場への来庁が不要になります。

届出できる人は？

届出できる人は、本人または同じ世帯の人です。印鑑、本人確認書類等をご持参ください（下表）。

また、その他の方が代理人として届け出る場合、併せて委任状も必要です。

届出できる日時について

届出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

例年3月下旬から5月上旬までは窓口が混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。

▼問い合わせ先
税務町民課 ☎ 62-2112

オンラインで転出届を提出できます

マイナポータルを通じて、オンラインで24時間いつでも転出届の提出ができます。このサービスを利用する方は、転出にあたって原則役場への来庁が不要になります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内で引っ越しをする方が利用できます。本人が単身で引っ越しするほか、本人と同一世帯の方、本人以外の世帯の方の引っ越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出手続きをした場合でも、転入先市町村窓口で転入の届出は必要です。

詳しくはデジタル庁ホームページをご覧ください。

デジタル庁HP

届出事項	どんなときに (届出事由)	いつ (提出期間)	届出に共通して 必要なもの	届出に必要なもの (添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に 住所を移したとき	住みはじめてから 14日以内	届出する人の (1) 印鑑 (2) 本人確認書類	・転出証明書 (前に住んでいた市区町村で 発行したもの) ・マイナンバーカード (住所の更新を行います)
転出届	鏡石町から町外に 住所を移すとき	新しい住所や転出予定日 が決まった日～新住所に移った 日から14日以内	顔写真付きの公的機関発行の 身分証明書 ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード など	・国民健康保険資格確認書 又は資格情報のお知らせ (加入者のみ) ・後期高齢者医療資格確認書 (加入者のみ) ・こども医療受給者証 (加入者のみ) ・介護保険証 (加入者のみ) ・印鑑登録証 (登録者のみ) ・マイナンバーカード (住所の更新等を行います。)
転居届	鏡石町内で住所が 変わったとき	住み始めてから 14日以内	2点で確認できるもの ・資格確認書または 資格情報のお知らせ ・年金手帳または 基礎年金番号通知書 ・学生証 ・預金通帳 など	

【各種問い合わせ先】

- 年金について
郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434
税務町民課 ☎ 62-2112
- 水道について
☎ 62-2348 FAX 62-7157

【町ホームページ】こちらからもご確認ください！

